

別表 2

「輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項」の一部改正表

改正前	改正後
<p>輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項</p> <p>第 1 条～第 4 条 [略] (<u>虚偽の資料提出</u>に対する違約金)</p> <p>第 5 条 [略] (1) [略] (2) <u>甲が行う手数料率算定に際して、資料を提出又は提示する場合</u></p> <p><u>(3) 甲が特約条項に基づいて行う代金の精算等に際して、資料を提出又は提示する場合</u></p> <p>2 乙は、前項各号のいずれかに該当する場合において、乙が<u>虚偽の資料を提出又は提示したことを</u>、甲がこの契約の履行後に前条に基づく問い合わせ又は契約代金の最終の支払以降において基本契約条項第 条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の 2 倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。</p>	<p>輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項</p> <p>第 1 条～第 4 条 [略] (<u>不真正な資料提出等</u>に対する違約金)</p> <p>第 5 条 [略] (1) [略] (2) <u>防衛省（甲を含む。以下同じ。）が行う手数料率算定に際して、資料を提出又は提示する場合</u> <u>(3) 甲が乙による契約の履行を監督し、又は検査するに際して、資料を提出または提示する場合</u> (4) [同左]</p> <p><u>(5) 乙が甲に対して当該契約に係る支払金額を請求するに際して、資料を提出又は提示する場合</u></p> <p>2 乙は、前項各号のいずれかに該当する場合において、乙が<u>不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったことにより、本契約で防衛省に損害が発生したことを</u>、甲がこの契約の履行後に前条に基づく問い合わせ又は契約代金の最終の支払以降において<u>一般契約条項第 条</u>に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の 2 倍の金額を違約金とし</p>

改正前	改正後
<p>3 [略]</p> <p>(1) 乙が防衛省（甲を含む。以下同じ。）が実施を通知した次条に規定する輸入調達調査を拒み、又は当該輸入調達調査の対象、方法及び期間等を制限することを求めた場合であつて、当該輸入調達調査の実施を乙が拒否した日、当該輸入調達調査が終了した日若しくは当該輸入調達調査が中断した日から3年以内又は、当該輸入調達調査の期間中に不正行為が発覚したとき4倍の金額</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、乙が過失（重過失を除く。）により不実の資料を提出又は提示したときは、違約金の支払いを要さない。</p> <p>5 [略]</p> <p>第6条～第9条 [略]</p>	<p>て甲に支払うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) 乙が防衛省が実施を通知した次条に規定する輸入調達調査を拒み、又は当該輸入調達調査の対象、方法及び期間等を制限することを求めた場合であつて、当該輸入調達調査の実施を乙が拒否した日、当該輸入調達調査が終了した日若しくは当該輸入調達調査が中断した日から3年以内又は、当該輸入調達調査の期間中に不正行為が発覚したとき4倍の金額</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる場合において、乙が過失（重過失を除く。）により不真正な資料を提出し、もしくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、違約金の支払いを要さない。</p> <p>5 [略]</p> <p>第6条～第9条 [略]</p>

備考：表中の[]の記載は注記である。